

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案参照条文

- 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）（抄）……………一
- 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号）（抄）……………一
- 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和四十七年自治省令第二十八号）（抄）……………一
- 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）（抄）……………二
- 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）（抄）……………二

○防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第三百三十二号）（抄）
（定義）

第二条 この法律において「移転促進区域」とは、前条に規定する災害が発生した地域又は同条に規定する災害危険区域のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域をいう。

2 この法律において「集団移転促進事業」とは、この法律によつて地方公共団体が住宅の用に供する政令で定める規模以上の一団の土地（以下「住宅団地」という。）を整備して移転促進区域内にある住居の集団的移転を促進するために行なう事業をいう。

○防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号）（抄）
（法第二条第二項の住宅団地の規模）

第一条 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項に規定する政令で定める規模は、法第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画（以下「集団移転促進事業計画」という。）において定める移転しようとする住居の数に応じ十戸を下らない範囲内で国土交通省令で定める戸数の住宅を集団的に建設することができる規模とする。

附 則

1 （略）

2 自治省組織令（昭和二十七年政令第三百八十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の二中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第三百三十二号）に関する企画立案その他同法の施行に関すること。

○防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和四十七年自治省令第二十八号）（抄）
（住宅団地の規模）

第一条 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号）第一条に規定する国土交通省令で定める戸数は、十戸とする。ただし、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十

七年法律第三百三十二号。以下「法」という。)第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画において定める移転しようとする住居の数が二十戸をこえる場合には、その半数以上の戸数とする。

附 則

1 (略)

- 2 自治省内部部局組織規程(昭和四十七年自治省令第七号)の一部を次のように改正する。
第三条中「第三号」の下に「及び第四号」を加える。

○災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号) (抄)

第二条 この法律による救助(以下「救助」という。)は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村(特別区を含む。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。)内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して、これを行なう。

○災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号) (抄)

第一条 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。)第二条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- 一 当該市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。以下同じ。)内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- 二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第二に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であつて、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第三に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- 三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第四に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかつた者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- 四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、厚生労働省令で定める基準に該当すること。

前項第一号から第三号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもつて、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもつて、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

別表第一

市町村の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
五、〇〇〇人未満		三〇
五、〇〇〇人以上 一五、〇〇〇人未満		四〇
一五、〇〇〇人以上 三〇、〇〇〇人未満		五〇
三〇、〇〇〇人以上 五〇、〇〇〇人未満		六〇
五〇、〇〇〇人以上 一〇〇、〇〇〇人未満		八〇
一〇〇、〇〇〇人以上 三〇〇、〇〇〇人未満		一〇〇
三〇〇、〇〇〇人以上		一五〇

別表第二

都道府県の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
一、〇〇〇、〇〇〇人未満		一、〇〇〇
一、〇〇〇、〇〇〇人以上		一、五〇〇
二、〇〇〇、〇〇〇人未満		二、〇〇〇
二、〇〇〇、〇〇〇人以上		二、五〇〇
三、〇〇〇、〇〇〇人未満		三、〇〇〇
三、〇〇〇、〇〇〇人以上		三、五〇〇

別表第三

市町村の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
五、〇〇〇人未満		一五
五、〇〇〇人以上 一五、〇〇〇人未満		二〇
一五、〇〇〇人以上 三〇、〇〇〇人未満		二五
三〇、〇〇〇人以上 五〇、〇〇〇人未満		三〇

別表第四

五〇、〇〇〇人以上一〇〇、〇〇〇人未満	四〇
一〇〇、〇〇〇人以上三〇〇、〇〇〇人未満	五〇
三〇〇、〇〇〇人以上	七五
都道府県の区域内の人口	
一、〇〇〇、〇〇〇人未満	住家が滅失した世帯の数
一、〇〇〇、〇〇〇人以上	五、〇〇〇
二、〇〇〇、〇〇〇人未満	七、〇〇〇
二、〇〇〇、〇〇〇人以上	九、〇〇〇
三、〇〇〇、〇〇〇人未満	一二、〇〇〇
三、〇〇〇、〇〇〇人以上	